

## 監査委員公表 第3号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査並びに同条第2項の規定に基づく行政監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和4年7月25日

鹿屋市監査委員 大 蘭 純 広  
同 櫛 下 俊 朗  
同 西 蘭 美 恵 子

### 1 監査の基準

鹿屋市監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）に基づいて実施した。

### 2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査並びに同条第2項の規定に基づく行政監査

### 3 監査の対象

農林商工部

産業振興課、農政課、林務水産課、畜産課、農地整備課、商工振興課、ふるさとPR課

建設部

都市政策課、道路建設課、建築住宅課

監査の対象年度 令和3年度

### 4 監査の着眼点

鹿屋市監査委員監査実務第11条別表監査等の着眼点（第1節 財務監査、第3節 行政監査）

### 5 監査の主な実施内容

財務に関する事務の執行及び一般行政事務の執行について、資料の提出を求め、監査委員事務局において、諸帳簿や関係書類等の抽出による突合などを行った。

その結果を監査委員へ報告し、監査委員による監査を関係職員の説明を求め、一部現地調査を行い実施した。

### 6 監査の日程

令和4年5月10日から令和4年5月17日まで（4日間）

## 7 監査の結果

監査基準第22条第1項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、おおむね適正であると認められたが、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

### (1) 財務監査の結果

調定について

ア 地方自治法第231条及び鹿屋市会計規則第19条により、歳入を収入するときは、これを調定しなければならないと規定されているが、補助金交付決定通知書を受理しているにも関わらず、受理日において調定がなされていない状況が見受けられた。

(農林商工部 農政課、林務水産課)

イ 鹿屋市会計規則第21条により、調定した事項に変更すべき事由が生じたときは、調定額の変更等必要な手続きをしなければならないと規定されているが、負担金額の変更に係る通知書を受理しているにも関わらず、受理日において調定額の変更がなされていない状況が見受けられた。

(農林商工部 畜産課)

### (2) 行政監査の結果

時間外勤務命令について

鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条第2項及び鹿屋市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第8条第2項の規定による時間外勤務命令が行われたいまま、勤務時間外に勤務をしている状況等が見受けられた。

(農林商工部 農政課、農地整備課、商工振興課)

## 8 監査意見

改善を要する事項として挙げたものの他に、支出事務や契約事務、財産管理事務、人事管理などにおいて事務処理上留意すべき事項については、関係所属長に対処方を指導したところである。

なお、行財政事務の執行に当たっては、鹿屋市法令遵守等の推進に関する条例に基づき職員責務の規定の遵守を徹底するなど、内部統制の充実を図り、事務処理の改善及び適正な執行に努められたい。